

岐阜市の地下水汚染地区の見直しについて（新栗野地区）

1. 概要

平成 12 年 11 月～平成 15 年 1 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査によって、市内に 6 つの汚染地区(「南部」、「鶯谷・殿町」、「厚見」、「新栗野」、「切通」、「真砂町西側」)が判明した。

以後、毎年 1 地区を選定し、汚染範囲の周辺で調査を実施し、学識経験者の意見を参考に汚染範囲の見直しを行っている。

過去の汚染範囲見直し状況（令和 4 年 2 月時点）

『真砂町西側地区』：平成 24 年度に見直し（汚染地区を解除）

『南部地区』：平成 30、令和元年度に見直し（汚染範囲を縮小）

『鶯谷・殿町地区』：令和 2 年度に見直し(汚染範囲を縮小)

『厚見地区』：令和 3 年度に見直し(汚染範囲を縮小)

『新栗野地区』：平成 29 年度に見直し(汚染範囲を縮小)

『切通地区』：平成 30 年度に見直し(汚染範囲を縮小)

2. 調査結果（調査期間 令和 4 年 8 月 18 日～令和 4 年 11 月 9 日）

調査地点（新栗野地区）：平成 29 年度見直し時に検査した地点（60 地点）

測定方法：ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法

または ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法

（日本産業規格 K0125 及び平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法による）

検査項目	基準値 (mg/L)	基準適合				基準超過	
		不検出		検出			
		濃度範囲 (mg/L)	検体 数	濃度範囲 (mg/L)	検体 数	濃度範囲 (mg/L)	検体 数
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	38	0.0005～0.010	21	0.012	1
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	60	—		—	
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	60	—		—	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	60	—		—	
クロロエチレン	0.002	<0.0002	59	0.0002	1	—	

⇒60 地点の内、1 地点で基準超過が確認された。項目は、テトラクロロエチレンのみであった。

テトラクロロエチレンについて、過去のデータを踏まえて詳細に検証することとした。

（参考）テトラクロロエチレン等について

これらの物質は、ドライクリーニングや金属製品の脱脂等に使用されており、発がん性等の人体への影響が指摘されている。また、基準値については、その濃度の水を、人が 70 年間、1 日 2 リットル飲み続けた場合、生涯発がん危険率が 10 万分の 1 以下になるように決められている。

3. 汚染範囲検証（テトラクロロエチレン）

(1) 調査結果の経年変化

過去 4 回の調査において、採水を実施した地点のデータを比較（58 地点）

調査期間	平成 13 年度 1 回目		平成 22 年度 2 回目		平成 29 年度 3 回目		令和 4 年度 4 回目	
区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数
基準適合 (不検出)	<0.0005	27	<0.0005	39	<0.0005	37	<0.0005	37
基準適合 (検出)	0.0005 ～ 0.0064	23	0.0017 ～ 0.0095	15	0.0015 ～ 0.0098	21	0.0005 ～ 0.010	20
基準超過	0.011 ～0.026	8	0.013 ～0.021	4	—	0	0.012	1
平均値	0.0031		0.0024		0.0012		0.0013	
地点数計		58		58		58		58

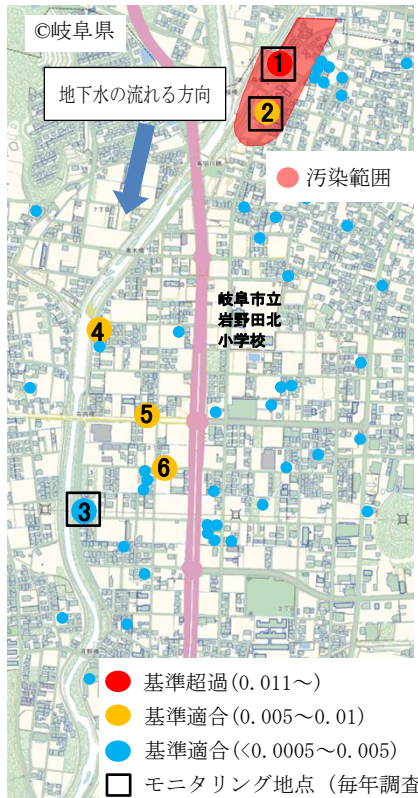
⇒H29 年度以降、検出地点数、平均値は横ばい ➡ 続いて、汚染範囲の変化を検討する

(2) テトラクロロエチレンの基準超過地点と比較的濃度が高い地点の分布

(単位：mg/L)

地点番号	H13 年度	H22 年度	H29 年度	R4 年度
1	0.017	0.021	0.0098	0.012
2	0.026	0.013	0.0085	0.010
3	0.012	0.016	0.0066	0.0009
4	0.0040	0.0044	0.0020	0.0052
5	0.013	0.0095	0.0049	0.0054
6	0.012	0.0092	0.0041	0.0075
環境基準	0.01			

- ⇒基準超過地点は、汚染範囲内のみ
- ⇒濃度は概ね前回調査から横ばい
- ⇒南側の一部に、基準適合だが比較的濃度が高い地点あり

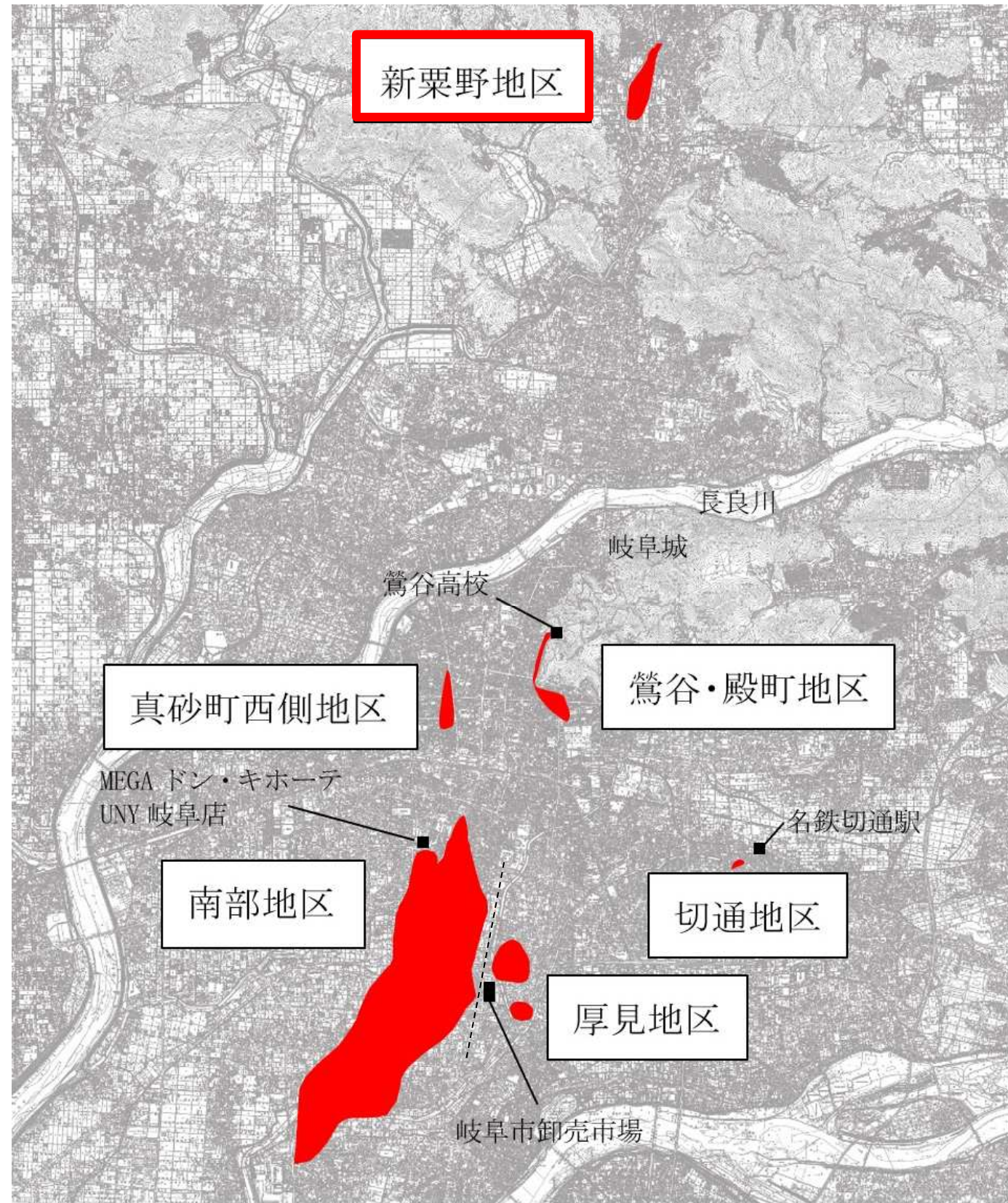


汚染範囲は、平成 29 年度に確定した従来の汚染範囲のままとする。

モニタリング調査は、現在の汚染範囲内の地点 1・2 及び平成 13 年当初の汚染範囲に含まれていた地点 3 で継続する。

（地点 1～3 は毎年 2～4 回調査予定、他の地点 4～6 は 5 年後の次回見直し時に調査予定）

1. 6つの汚染地区（H12.11～H15.1の調査により指定）



2. 新栗野地区の汚染範囲の見直し

